

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇。

なくそう差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

長崎バスユニオン共闘から

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3902
18年10月30日
(火) Fax
095-828-1953

おはようございます。

早いもので10月も終わろうとしています。明日、11月1日は年賀状の発売日です。個人指標がなくなった関係もあり、予約期間中は管理者や役職者からの営業の圧力はあまり感じませんでした。発売日以降がどうなるかはまだ分かりませんが、どちらにせよ、1月に入れば職場は慌ただしくなります。先週末から急に冷え込んでいますし、体調管理にはくれぐれも気を付けましょう。

10月26日(金)に第4回長崎バスユニオンの裁判が長崎地裁でたまたかわれ、郵政ユニオンからも3名が傍聴支援に行きました。

裁判は、長崎バスユニ

オン組合員4名への不当な処分を取り消しや、不当な配置転換を争うものです。

当日は9時50分より傍聴券の抽選があり、36の傍聴席に対して、60数名が並びました。被告である会社側も傍聴席を求めて20名ほど来ていました。抽選後、10時より長崎地裁前で、長崎地区労や、長崎バスユニオンの組合員など50名の参加で門前集会を開催しました。

10時30分より裁判が始まりました。傍聴席は三分の二が長崎バスユニオン組合員や支援者で三分の一が会社側でした。



審理では、被告(長崎バス)が準備書面で、原

告(組合員4名)の過去の処分歴などを出してきました。反論などは次回以降となり、裁判は終了しました。



裁判前の集会や、審理後の報告会で中川弁護士は

被告(会社)から原告への反論の文書が出た。過去の処分歴など。理由は暴力行為などだが、事実関係がないものだ。

組合差別や不当労働行為を争う労働委員会の和解ができません。命令が来春にも出る。勝つだろう。裁判官もこの労働委員会の命令を見て判断するだろう。などと話されました。

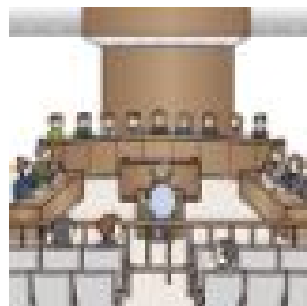
また高長崎バスユニオン委員長は、「2015年12月に68人で組合を立ち上げた。現在は117名だ。会社は組合を作った後、処分を出し、また不当な配置転換や配車差別を出してきた。正直これは厳しいが、しかしこれは組織攻撃であり、たたかいたい。みんなで頑張る」と決意表明をされました。



今回は、来年1月11日(金)の10時半からです。会社側準備書面への反論が行われる予定です。

なお、傍聴者は抽選があり、9時半までに入廷の整理券を受けとり、抽選に当たらなければなりません。今回郵政ユニオンは3名とも当たり、籤

(くじ)運がいいぞと、根拠なく喜んでいました。が次回はどうなるかは運しだいです。



今後のスケジュール

11月3日(土)

郵政ユニオン九州地本、中国地本合同ボウリング大会

13時より博多スターレインで開催します

終了後、表彰式及び懇親会を行います。

長崎中郵支部より7名参加予定です。

11月27日(火)

郵政ユニオン長崎中郵支部忘年会を開催します。参加者は現在集約中です

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-御手洗, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-山口, ゆうちょ銀-上筋, 東他支部・分会の役員へ。